

平成30年度鳥取県市町村創生交付金 対象事業

(1) 基本交付額分

| | 対象事業名 | 事業名・事業内容 | 事業費 (千円) |
|----|---|--|-------------|
| 1 | 1 主体的な住民活動への支援 (1) 地域住民が主体となり、地域の振興又は観光振興につながる活動に要する経費 | 【地域の自立活性化活動支援交付金事業】 ○地域の自立・活性化にむけて積極的な活動を行おうとする自治会に対し、町が人的、財政的な支援を行うことによって、地域はもちろん町全体の活性化を図る。 ①地域の自立・活性化のための事業（上限10万円） ②①の内、イベント開催や広域交流、景観形成等の活動（上限30万円） ③①の内、町と協働して実施する事業（上限50万円） | 1,879 |
| 2 | 2 観光・交流の推進 (1) 県内農山漁村と県外の住民の交流を通じ、地域の活性化を促進する活動に要する経費 | 【国内外の交流推進事業】 ○友好交流協定を締結している滋賀県湖南市と台湾大区と相互交流を行い、互いの町の発展を図る。 ○H29年度は台湾からの交流受入、H30年度は台湾への交流派遣、台湾からの交流受入実施 | 4,306 |
| 3 | 3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費 | 【障がい者等住宅改良助成事業】 ○在宅障がい者の日常生活の利便を向上させるために必要な住宅改良に要する費用の2/3を助成する。 | 666 |
| 4 | 3 福祉保健の充実 (1) 障害者又は高齢者が自宅において自立した生活を送るための居住環境の整備に対する助成に要する経費 | 【高齢者居住環境整備事業】 ○日常生活の利便を向上させるために必要な住宅改良に要する費用の2/3（上限533千円）を助成する。 ・対象 要支援または要介護認定者で非課税世帯 | 533 |
| 5 | 6 農林水産業等の振興 (2) 農地の賃借及び農作業の受託を行う認定農業者等に対する助成に要する経費 | 【農地流動化推進事業助成金事業】 ○認定農業者が、農地を3年以上の賃貸借設定による借入をした場合に10a当たり2,000円を助成する。 ○認定農業者以外が、農地を3年以上の賃貸借設定による借入をした場合に10a当たり1,000円を助成する。 | 10,400 |
| 6 | 6 農林水産業等の振興 (3) 松林所有者等が保全松林の周辺の松くい虫被害木について行う駆除等の支援に要する経費 | 【枯松伐採促進事業】 ○所有者自らが行う、保全松林から2km以内の松くい虫被害木の伐倒駆除に対し、基準単価表に基づき、事業費の6割を助成する。 | 510 |
| 7 | 6 農林水産業等の振興 (3) 松林所有者等が保全松林の周辺の松くい虫被害木について行う駆除等の支援に要する経費 | 【松林保全推進事業】 ○森林病害虫などを早期に駆除し、その蔓延を防止する。 ○抵抗性クロマツを配布し保全松林を再生する。 | 254 |
| 8 | 7 人権尊重の社会づくりの推進 (1) 人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員の設置に要する経費 | 【人権教育推進員設置事業】 ○人権問題解決のため住民学習を計画又は運営する人権教育推進員を設置する。 ・設置人数：1名 | 2,184 |
| 9 | 7 人権尊重の社会づくりの推進 (4) 人権意識の向上を図る研修会等の開催に要する経費 | 【人権を学ぶ会事業】 ○自治会単位で開催する「人権を学ぶ会」を実施し人権意識の高揚を図る。 ・町内全自治会 | 527 |
| 10 | 8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承又は地域文化活動の活性化に要する経費 | 【北栄文芸編集・発行事業】 ○幅広い年齢層において短歌・俳句・作文等の作品を募集し、文芸誌として発刊することで、文芸の芽を育て地域文化活動の活性化を図る。 ・年4回発刊（1回当たり300部） | 941 |

| | 対象事業名 | 事業名・事業内容 | 事業費 (千円) |
|-------|---|--|-------------|
| 11 | 8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承 又は地域文化活動の活性化に要する 経費 | 【展示・鑑賞・発表経費事業】 ○公民館活動の発表と鑑賞を通じ、町民の交流を図 る。 ・公民館まつり（芸能発表、作品展示） ○美術展を開催し、町民等から多くの美術作品を募り 展示することによって創作活動の振興を図る。 ・展示会 | 2,122 |
| 12 | 8 地域文化、芸術の振興 (1) 民俗芸能、伝統芸能等の継承 又は地域文化活動の活性化に要する 経費 | 【歴史民俗資料館展示事業】 町内に残る貴重な資料の散逸を防ぐためにも収集・記 録・保存していくよう努めるとともに保存している資 料の展示等を行いながら資料の有効活用を図る。 | 1,785 |
| 13 | 8 地域文化、芸術の振興 (2) 文化財（市町村指定が見込ま れるものを含む。）の補修又は活用 に要する経費 | 【文化財保護対策事業】 町内に存在する各文化財の管理・補修等保存と活用を 図る。 ○国・県・町指定文化財の管理 ○（国指定）東高尾観音寺燻蒸委託 | 2,723 |
| 14 | 8 地域文化、芸術の振興 (3) 小・中学校等で行う音楽、演 劇等の芸術鑑賞会の開催に要する経 費 | 【青少年劇場巡回公演委託事業】 小・中学校で次の公演等を実施する。 ○青少年劇場巡回公演 ○芸術鑑賞教室 | 748 |
| 15 | 9 市町村の自主的な行政運営 | 【外出支援サービス事業】 要支援・要介護状態または障がい者の方で、ひとりで 公共交通機関の利用が困難な方に対し、外出支援サー ビス専用車で通院送迎サービスを実施する。また、タ クシー利用助成を行う。 | 17,051 |
| 事業費 計 | | | 46,629 |

(2) 調整交付額分

| | 対象分野名 | 事業名・事業内容 | 事業費 (千円) |
|-------|-------|---|-------------|
| 1 | ⑤その他 | 【コナンのまちづくり事業】 ○県が進める「まんが王国とっとり」と連携し、本町 出身の漫画家、青山剛昌氏が描く名探偵コナンを活用 したまちづくりを展開し、交流人口を増加させ、賑わ いと活力を創出する。 | 3,610 |
| 事業費 計 | | | 3,610 |

平成30年度交付決定額の算定方法

(単位：千円)

| | | |
|---|--|--------|
| 基本交付額分 | | |
| 対象事業費 [①] | | 46,629 |
| 基本交付基準額 (①×1/2 千円未満端数切り捨て) [②] | | 23,314 |
| 基本交付額 [③] | | 11,011 |
| ②と③のいずれか低い額 [④] | | 11,011 |
| 調整交付額分 | | |
| 対象事業費 [⑤] | | 3,610 |
| 調整交付基準額 (事業ごとの事業費×1/2 (1事業の上限1,500千円 千円未満端数切捨て) の計) [⑥] | | 1,500 |
| ⑥を上限に採択状況に応じて配分した額 [⑦] | | 1,500 |
| 平成30年度 交付額 [④+⑦=⑧] | | 12,511 |
| 平成29年度 精算額 [⑨] | | △ 172 |
| 平成30年度 交付決定額 [⑧+⑨=⑩] | | 12,339 |